

## 広島県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和八年一月二十九日

広島県知事 横田美香

### 一 保安林予定森林の所在場所

山県郡北広島町中原字大松一〇八二〇、一〇八三〇の三、一〇八四〇の二、一〇八四一、一〇八四三、一〇八四四、一〇八四六、一〇八四九、一〇八五三、一〇八五五の一、一〇八五五の二、一〇八五六の一、一〇八五八、一〇八五九の一、一〇八六四の一、一〇八六四の二、一〇八六六の二

### 二 指定の目的

水源の涵養

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。)